

【道路掘削工事 事故報告の流れ】

「道路法」第32 条第1 項、又は第35 条の規定により、道路の占用もしくは掘削の許可又は協議を受けた者。



- ①人身事故又は車両事故が発生した場合
- ②周辺家屋等を損傷した場合
- ③他の占用物件を損傷した場合
- ④道路構造物（路面含）を損傷した場合
- ⑤占用物件の管理に係る事故
- ⑥その他道路交通に大きな損傷を与えた場合。

※上記以外について要否の判断が必要な場合は、所管建設事務所へ確認してください。

※周辺家屋や交通への影響がない、労働災害は報告不要です。

様式1

事故発生後、即座に



様式2

事故発生後1か月以内



建設事務所（道路管理課）

東部	mail: tobu-jiko@city.kobe.lg.jp	fax:078-854-2198
中部	mail: chubu-jiko@city.kobe.lg.jp	fax:078-531-8333
北	mail: kita-jiko@city.kobe.lg.jp	fax:078-982-1488
西部	mail: seibu-jiko@city.kobe.lg.jp	fax:078-742-2351
垂水	mail: tarumi-jiko@city.kobe.lg.jp	fax:078-706-5660
西	mail: nishi-jiko@city.kobe.lg.jp	fax:078-912-3749

様式1



様式2, 様式3



建設局道路工務課
(道路掘削工事連絡協議会事務局)